

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月 1 5 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 障害保健福祉担当・介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚 生 労 働 省 老 健 局 総 務 課

災害時地下水利用ガイドラインの周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
令和7年3月に、内閣官房水循環政策本部事務局において、自治体による災害時における代替水源としての地下水等活用の取組を促進させることを目的として、「災害時地下水利用ガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインでは、地下水マネジメントの必要性、既設井戸等の把握方法、災害用井戸・湧水制度の検討方法、平常時及び災害時の対応方法、さらに、井戸整備に活用できる補助制度等を紹介しております。

貴職におかれては、内容を御了知いただくとともに、水循環施設担当部局及び防災担当部局と連携し、高齢者や障害者などにも配慮した形で災害用井戸の取組が行われるようご対応のほどよろしくお願いいたします。

【HP掲載先】

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/guide/laws/law02.html>